

平成31年第4回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成31年3月22日（金曜日）午後3時30分から午後5時15分まで
- 2 場 所 教育長室（岐阜市神田町1-11）
- 3 出席者 早川教育長、川島委員、武藤委員、伊藤委員
- 4 説明のために出席した事務局の職員
石原事務局長、原事務局次長、杉山教育政策課長、
内堀歴史遺産活用推進審議監兼社会教育課長、
丹羽学校教育審議監兼学校指導課長、田中教育施設課長、辻岐阜東幼稚園長、
中島学校保健課長、吉成図書館長、菅沼中央青少年会館長、
上田岐阜商業高等学校事務長、近藤科学館長、大塚歴史博物館長、
吉田教育政策課主幹、鬼頭青少年教育課主幹、松田教育政策課副主幹、
横田社会教育課副主幹、宮川市民体育課主査
- 5 職務のために出席した事務局の職員
杉本教育政策課副主査、波賀野教育政策課主任、櫻井教育政策課主任
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告
 - (1) 平成31年第1回岐阜市議会定例会について（教育政策課）
 - (2) 歴史博物館で開催されるイベントについて（歴史博物館）
 - (3) 「岐阜市スポーツ推進計画改訂版（案）」に対するパブリックコメントと市の考え方について（市民体育課）
 - ※(4) 平成30年度岐阜市教育委員会就学援助における要保護及び準要保護児童生徒の認定について（学校指導課）
 - (5) 新成人を祝い励ます会について（青少年教育課）
 - 第5 議事
 - (1) 第12号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）
 - (2) 第13号議案 岐阜市幼児教育推進プラン検討委員会規則の制定について（教育政策課）
 - (3) 第14号議案 岐阜市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則制

- 定について（教育政策課）
- (4) 第15号議案 岐阜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について（学校指導課）
 - (5) 第16号議案 岐阜市就学援助規則の一部を改正する規則制定について（学校指導課）
 - (6) 第17号議案 岐阜市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則制定について（社会教育課）
 - (7) 第18号議案 岐阜市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について（社会教育課）
 - (8) 第19号議案 岐阜市教育委員会懲戒処分の指針の改正について（教育政策課）
 - ※(9) 第20号議案 岐阜市重要文化財の指定について（社会教育課）
 - ※(10) 第21号議案 岐阜市重要無形民俗文化財の指定について（社会教育課）
 - ※(11) 第22号議案 岐阜市史跡の指定について（社会教育課）
 - ※(12) 第23号議案 岐阜市天然記念物の指定解除について（社会教育課）
 - ※(13) 第24号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について（社会教育課）
 - ※(14) 第25号議案 岐阜市立学校の学校医等の任免について（学校保健課）
 - ※(15) 第26号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について（教育政策課ほか）
 - ※(16) 第27号議案 平成31年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について（教育政策課ほか）

第6 その他

第7 閉会

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した

午後3時30分開会開議

○早川教育長 定刻となりました。本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、只今から、平成31年第4回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

それでは、議事日程をご覧ください。本日は、報告が5件、議事が16件、その他1件となっております。議事日程に、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○早川教育長 秘密会については、このとおりに扱うものとします。それでは、日程第4諸般の報告にまいります。報告(1)について説明をお願いします。

○杉山教育政策課長 (平成31年第1回岐阜市議会定例会について説明)

○早川教育長 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○川島委員 旧徹明小学校の跡地活用については、一部新聞等でも報道されましたが、教育委員会で意見交換を行った内容もふまえた答弁であり、報道の内容も好意的に受け止められるものだったとっております。感謝申し上げます。

10連休中の土曜放課後児童クラブについては、4月30日、5月1日、5月2日の3日間実施するとのことですが、旧徹明小学校のみでやるということですか。

○石原事務局長 今のところその予定です。現在、土曜児童クラブは、旧徹明小学校と厚見小学校の2か所で行っていますが、希望者が多い場合は、厚見小学校に行っていただくことも考えられます。

○川島委員 様子を見ながら、今後の動向について改善が必要である場合は、また考えていくということですね。

○武藤委員 体育館へのエアコン設置についてですが、去年の夏の猛暑以来、他の自治体で学校施設へのエアコン設置が急速に進んでおり、業者の対応が追いつかず整備が進まないという話も聞こえてきます。今後、体育館の改築等と併せて、具体的に計画を立てていくことになるかと思いますが、今後の対応について教えてください。

○田中施設課長 学校にエアコンを取り付ける目的は、避難所機能及び子どもたちの夏場の授業環境の整備という2つの理由が大きくあり、これらを柱として、これまで検討を重ねてきました。

全国では、教室にエアコンが付いていない自治体も多く、設置率は約50%程度と聞いておりますので、教室に設置する方が優先されると思います。

また体育館への設置率は、全国でもまだ1.4%程度であり、国庫補助についても、教室が優先的に採択されるのではないかという見通しです。来年度、まず設置業者自体を確保できるかどうかで難しい面も多く、そういった事情もふまえて、今後、整備計画を検討していかなければなりません。来年度以降、学校施設の長寿命化計画を策定いたしますので、そこに合わせていく、もしくは個別に整備計画を策定することも考えられます。この点も、来年度検討していく予定です。

○武藤委員 業者の確保や国庫補助の関係など、難しい点も多いかと思いますが、万が一何事かが起これば、一気に大きな問題へと広がる可能性もありますので、なるべく前倒しで計画的に進めていただけることを期待しています。

○伊藤委員 旧徹明小学校の跡地活用については、市民の立場からすると、かなりセンセーショナルな話題として捉えたのではと思いますが、何か反応はありましたか。

○杉本教育政策課副主査 市民の方からは特にありませんでしたが、メディアからは多くの問い合わせをいただきました。

○伊藤委員 知り合いの教員の方々からも声をかけていただき、お褒めに近い言葉をいただきました。学校の先生方も、期待している取組の一つだと思います。

岐阜まつりについてですが、この岐阜まつりのために、毎年地元の岐阜小学校の子どもたちが持ち回りで、お囃子などの練習を週3回、夕食後に2時間ほど行っています。子どもたちがまつりに深く関わるということもぜひ知っていただけたらと思いますので、紹介させていただきました。

○早川教育長 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(2)について説明をお願いいたします。

○大塚歴史博物館長 (歴史博物館で開催されるイベントについての説明)

○早川教育長 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○川島委員 このパンフレットはとてもいいですね。このキャラクターは今回作られたのですか。

○大塚歴史博物館長 このキャラクターは、今年、分館で採用された職員が描いたものです。

○川島委員 こういったものが定着するといいですし、キャラクターの著作権保護等も含め、検討してください。力作であると思いますし、私は好印象を持ちました。

川端康成は読めますが、東山魁夷は、少し読みづらいのではないかと思います。市民の方々が少し読みづらいものには解説やルビを振る、といったルールなどを少し考えてもらえるとよいと思いました。もしかすると、名前が読めないことで何か集客が遠のくことがあったらとても残念なので、今後検討してください。

○早川教育長 大事な視点であると思います。他にございませんか。

○武藤委員 パンフレットのサイズが面白いと思いました。倍のサイズにせず、あえてこのサイズにしたのは、何か意図や経緯があったのですか。

○大塚歴史博物館長 正直に言えば、全部 A3 二つ折りにしたかったのですが、予算の関係でこのような形を選択しました。このような評価をいただけて、嬉しく思います。

○川島委員 コストを削減するために、ページの角部分に三角形のチケットを載せたり、最近の広告にも多く使われている手法なので、A3 や B5 などの定型にこだわらずに作成された視点は、非常に面白いと思います。

○早川教育長 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、報告(3)について説明をお願いします。

○宮川市民体育課主査 「(岐阜市スポーツ推進計画改訂版(案))」に対するパブリックコメントと市の考え方についての説明)

○早川教育長 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**早川教育長** この計画の広報について、今後はどのように進めていく予定ですか。

○**宮川市民体育課主査** パブリックコメントの結果公表とともに、ホームページでの公開を予定しております。

○**早川教育長** せっかく策定した計画ですし、これが市の指針ともなるわけです。積極的にメディアへ情報提供を行い、市民の方々にしっかりとこの計画を認知していただけるよう、速やかに対応してください。

○**川島委員** こちらの発行は、3月の末日ということになるのですか。

○**宮川市民体育課主査** はい、3月末日となります。

○**川島委員** そうであれば、今回の改定についての発表はまだ可能かと思えますので、ぜひ広報でしっかりとPRしていただきたいと思えます。

○**武藤委員** 確認ですが、新規及び更新というのは、もともとこの計画に載っておらず、今回新たに掲載されたものが「新規」、もともと載っていたものの、内容を更新して掲載したものが「更新」という区別でよいでしょうか。

○**宮川市民体育課主査** はい、そうです。

○**伊藤委員** この計画の推進体制における「民間企業・大学等との連携」については、以前の定例会の中でも意見があがっていたかと思えます。企業側もそれを使命として受け止めておりますので、ぜひ民間企業との連携について、積極的にアプローチしていただけるようお願いしたいと思います。

○**早川教育長** 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。先ほどのとおり、計画の周知および策定効果が最大限発揮されるよう、広報への取組に努めてください。それでは次に、報告(5)について説明をお願いします。

○**鬼頭青少年教育課主幹** (新成人を祝い励ます会についての説明)

○**早川教育長** 只今の説明について、ご質問や意見はございませんか。

○**川島委員** ポイントは2点で、一つは、民法改正後も20歳で祝い励ます会をやるかどうかということ、もう一つは、今までどおり自治会連合会主催のもと

小学校区単位で行う、もしくはそれを改め、教育委員会主催のもと一括で行うのいずれにするかという議論がされている、こういうことですね。

○鬼頭青少年教育課主幹 はい、おっしゃるとおりです。

○川島委員 今の流れとして、現行の20歳のまま変更なく行う、また従来どおり、自治会連合会主催のもと小学校区単位で進めていくという意見に賛成です。

県外に出ていると、久しぶりに小学校時代の友人に会えますし、やはり地元に対しての愛着、ここで生まれ育ったという帰属意識を、この会で再認識することがあるのではと思います。

一方で、自治会連合会にとってはかなり負担になっている面もあるかと思えます。今後、何らかの改善は加えなければならないにしろ、ぜひ今後も、地域を想う若い人たちを育てていくという願いも込めて、現在の形で継続して行っていただけるとありがたく思います。

○伊藤委員 主催者を岐阜市に変更することを望む意見も2割ほどあるのですが、やはり自治会連合会だと負担が大きいので、岐阜市にお願いしたいということなのではないでしょうか。

○鬼頭青少年教育課主幹 負担が大きいというのも一つの理由ではありますが、校区によって、新成人の数にかなりの差がございます。100名を超えるところもあれば、10数名のところもあります。隣接校区と合同で行ったり、もう少し大きな単位でできたら、というお考えもあるのではないかと聞いております。

○伊藤委員 会場設営一つとっても大変ですから、ホテルにお願いするところもありますし、ホテル側も決して高い金額ではなく、むしろお手伝いさせていただくという気持ちで承っていると思います。そのあたりは、このように外部に頼むことができるところとそうでないところの違いもあるのかなと思います。

地域全体で新成人を祝い励ます、とても素敵な機会であると思います。今後も長く続けていただきたいと思いますので、負担感については、もう少し深く聞いていただけるとありがたいと思います。

○武藤委員 現在の方針については、前回も述べたように私は賛成です。自治会連合会単位でやることに負担感があるという話は、かねてより聞いておりました。そういう意味では、20歳になる方たちが主体的に関与するような方法も考えてよいのではと思いました。

今はどちらかというと、自治会連合会で開催していただく会に、ただ参加しているという方が殆どだと思います。これは各自治会連合会ごとで判断してい

ただければよいと思いますが、もし負担感があるということであれば、全てお膳立てするのではなく、新成人自身、さらにはもう少し年上の先輩にも運営に関わってもらうようなやり方も考えられるのでは、と思いました。参考意見として、関係者の方々にもお伝えいただければ幸いです。

○早川教育長 成人式の開催について、中学生にもアンケート調査を行ったところ、やはり 20 歳がいいという意見が多数であったとのこと。今後も現行の在り方を尊重しながら、新成人を祝い励ます会が運営されるようにしていただければと思います。他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは次に、日程第 5 議事の第 12 号議案、第 13 号議案、第 14 号議案について説明をお願いします。

○吉田教育政策課主幹 (岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について説明)(岐阜市幼児教育推進プラン検討委員会規則の制定について説明)(岐阜市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則制定について)

○早川教育長 それでは第 12 号議案、第 13 号議案、第 14 号議案について、質疑および討論を行います。

○武藤委員 第 14 号議案について、こちらの料金改定は消費税分のみが反映されているという理解でよろしいでしょうか。

○吉田教育政策課主幹 はい、そのとおりです。

○川島委員 もし消費税率が上がらなかった場合はどうなるのですか。

○吉田教育政策課主幹 今回の改定を取り消すための新たな改正を行うこととなります。

○伊藤委員 第 13 号議案について、検討委員会の委員として母親が参加することは考えられるのでしょうか。また同じ母親であっても、その考え方や意見は千差万別です。より多くの母親たちの現実を捉えた意見に耳を傾けることができると良いなと思います。

○早川教育長 委員の選任はまだこれからですので、ぜひ適任と思われる方をご紹介いただければと思います。第 14 号議案について、今回の 3 月議会で公民館条例の改正議案が上程されていましたが、条例中にも使用料の規定があった

ように思います。条例と規則にそれぞれ使用料に関する規定が存在するのですか。重複しているのでしょうか。

○内堀歴史遺産活用推進審議監兼社会教育課長 どの公民館にもある研修室などについては、基本的に条例で定め、一部の公民館のみにしかないホールなどは、規則に委任して定めております。内容が重複しているわけではなく、それぞれに規定が存在し、今回両方とも改正に至ったということです。

○早川教育長 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは、採決を行います。第 12 号議案、第 13 号議案、第 14 号議案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○早川教育長 第 12 号議案、第 13 号議案、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。それでは次に、第 15 号議案、第 16 号議案について説明をお願いします。

○丹羽学校教育審議監兼学校指導課長 (岐阜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について説明)(岐阜市就学援助規則の一部を改正する規則制定について説明)

○早川教育長 それでは第 15 号議案、第 16 号議案について、質疑および討論を行います。

○武藤委員 第 16 号議案について、卒業アルバム代等とありますが、「等」の部分には何か具体的に想定しているものがあるのですか。

○櫻井教育政策課主任 今回の改正は、国庫補助金の補助対象の追加に伴うものであり、卒業アルバムに限らず記念品などを作成する場合を想定しているものと思われま。

○伊藤委員 就学援助の対象に修学旅行費も含まれているのですか。

○櫻井教育政策課主任 はい、含まれております。

○早川教育長 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは、採決を行います。第 15 号議案、第 16 号議案について原案のとおり決することに、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○**早川教育長** 第 15 号議案、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。それでは次に、第 17 号議案、第 18 号議案について説明をお願いします。

○**内堀歴史遺産活用推進審議監兼社会教育課長** (岐阜市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則制定について説明)(岐阜市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明)

○**早川教育長** それでは第 17 号議案、第 18 号議案について、質疑および討論を行います。

○**早川教育長** 特にございませندでしょうか。それでは、採決を行います。第 17 号議案、第 18 号議案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○**早川教育長** 第 17 号議案、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。それでは次に、第 19 号議案について説明をお願いします。

○**松田教育政策課副主幹** (岐阜市教育委員会懲戒処分の指針の改正について説明)

○**早川教育長** それでは第 19 号議案について、質疑および討論を行います。

○**川島委員** 今回の改正は、国が示す指針に準拠してということなのですね。

○**松田教育政策課副主幹** はい、国家公務員の懲戒処分の指針の改正に準じて、今回の改正を行っております。処分の内容につきましても、国の示す改正指針に準拠しております。

○**川島委員** 近年、新しく追加される処分の内容について厳罰化される傾向があるように感じます。健全な職務遂行を遵守するのは当然ですが、その処分内容が果たして本当に全ての個々のケースの実態に見合ったものなのか、一概に判断するのは難しい面があると思います。

○**武藤委員** 抑止効果という意義はあると思いますが、ただ何でも罰すればよいという考え方ではなく、不正な行為をしない・させないためにはどうしたらよいか、その点に重きを置いて取り組むことが何より大事だと思います。

○**早川教育長** 他にご質問や意見はよろしいでしょうか。それでは、採決を行います。第19号議案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○**早川教育長** 第19号議案は原案のとおり可決されました。それでは以降の報告及び議事は、秘密会で進行いたします。

(以後、秘密会)

○**早川教育長** ありがとうございました。それでは以上で、本日の議事は終了となります。最後に次回の会議の日程を確認いたします。次回は、4月24日水曜日午後より、定例会を行います。会場は岐阜県中央子ども相談センターです。それでは以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。

午後5時15分 会議終了